定款変更につき通知公告

当社は、平成二十三年六月二十二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更決議を行うので、当該定款変更は同日に効力発生するとともに、当社の株券は無効となります。

平成二十三年六月七日

大阪市淀川区十三元今里三丁目一番一〇二号

レジノカラー工業株式会社

代表取締役　野畑　正二

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十三年六月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十三年六月七日

岡山市北区田町一丁目三番一号

株式会社ショウテクノ

代表取締役　小川　孝雄

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十三年七月十二日までに当社にご提出下さい。

平成二十三年六月七日

神奈川県高座郡寒川町田端一七一八番地

株式会社キスコ

代表取締役　鈴木　義夫

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である長峰伸之が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

平成二十三年六月七日

東京都江東区有明三丁目七番二六号有明フロンティアビルB棟九階

CHBC Investment Holdings Limited

日本における代表者　長峰　伸之

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である濵名恵吾が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十三年六月七日

東京都豊島区東池袋二丁目六二番八号ビックオフィスプラザ池袋九〇八号

フォーサクセス　リミテッド

日本における代表者　濵名　恵吾

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるルーク・ウィッタムが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十三年六月七日

東京都渋谷区桜丘町二六番一号セルリアンタワー一五階

Callcredit Marketing Limited

日本における代表者

ルーク・ウィッタム

限定承認公告

本籍北海道紋別郡遠軽町西町三丁目三番地六二、最後の住所北海道紋別郡遠軽町西町二丁目一番地三九山の手団地八七六

被相続人　亡　伊藤美知子

右被相続人は平成二十二年九月十四日死亡し、その相続人は平成二十三年一月十四日札幌家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年六月七日

札幌市北区新琴似六条二丁目二番三号コーポ荒木№1－B号

相続財産管理人　伊藤　和宏

限定承認公告

本籍大分県玖珠郡九重町大字松木四九五八番地、最後の住所大阪市中央区東平一－四－一七－二二三

被相続人　亡　溝口　久美

右被相続人は平成二十二年十一月十八日死亡し、その相続人は平成二十三年五月二十三日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年六月七日

大分県玖珠郡九重町大字松木四九〇一－一

相続財産管理人　溝口多代子

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十三年七月十日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十三年六月七日

横浜市港北区新横浜二丁目二番地一五

インキュベクス株式会社

代表取締役　上村　隆雅

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金二億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十三年一月二十一日付官報の号外第十三号九十四頁に掲載されています。

平成二十三年六月七日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇－二〇一号　バルコニーアセット特定目的会社

取締役　長縄　順一

出資一口の金額の減少公告

当組合は、平成二十三年五月二十二日開催の総会において、出資一口金三十万円を一万円に減少することを決議しましたので、この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、財産目録及び貸借対照表は、当組合の主たる事務所に備え置いてあります。

以上、中小企業等協同組合法第五十六条の二第二項の規定により公告します。

平成二十三年六月七日

御殿場市萩原一六五番地の二

御殿場市水道工事業協同組合

代表理事　小松　隆男

訂正公告

平成二十三年五月二十六日掲載の株式会社バーングループに係る資本金の額の減少公告中、資本金の額を「一億六千五万円減少し九千万円とする」とあるは、「一億六千二万五千円減少し九千万円とする」の誤りにつき訂正します。

平成二十三年六月七日

東京都新宿区北山伏町一番一一号

株式会社バーングループ

代表取締役　林　晃生

訂正公告

平成二十三年五月二十六日掲載の株式会社ＢＲに係る資本金の額の減少公告中、資本金の額を「一億五千七百五十五万円減少し九千万円とする」とあるは、「一億五千七百五十二万五千円減少し九千万円とする」の誤りにつき訂正します。

平成二十三年六月七日

東京都新宿区北山伏町一番一一号

株式会社ＢＲ

代表取締役　林　晃生

訂正公告

平成二十三年五月三十日（号外第一一二号）掲載のＡＳＥジャパン株式会社に係る第七期決算公告（枠組）中、「代表取締役社長　鐘　智孝」とあるは「代表取締役社長　鍾　智孝」の誤りにつき訂正します。

平成二十三年六月七日

扱　店

正　誤

平成二十三年四月七日公布総務省令第三十六号（社会生活基本調査規則の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

一ページ四段一〇行目と一一行目の間に次のように加える。

第四条中「第六条第一項第二号ヲ」を「第六条第一項第三号ヌ」に改める。

同ページ四段終りから一行目の次に次のように加える。

第十五条中「第六条第一項第二号イ」を「第六条第一項第三号イ」に改める。

平成二十三年五月十六日（号外第九十九号）国土交通省告示第四百七十五号（国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を地方整備局長、北海道開発局長及び沖縄総合事務局長に委任した件の一部を改正する件）

（原稿誤り）

七ページ目下段表中

「地方港湾に係るものに限る。」は、「地方港湾に係るものに限る。」の誤り。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　六月七日付第一二〇号九六

二年十月六日付（第一七六

ページ●同日付政府調達第一〇四号一六ページ●二十

回）衆会第二号二四ページ

発行所　〒一〇五－八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月二、五九六円（本体二、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）